

# 令和元年 扶養者資格の再確認の流れ(イメージ)

## 協会けんぽ(送付)

被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届、返信用封筒、(説明用リーフレット)を事業主様へ送付



令和元年9月下旬より順次送付

## 事業主様(再確認)

被扶養者資格を確認後、リスト「正」を提出

解除となる被扶養者がいる場合は、同封の異動届と保険証を添付

解除となる被扶養者がいない場合

被扶養者  
状況リスト  
「正」

リストのみ提出

解除となる被扶養者がいる場合

被扶養者  
状況リスト  
「正」

被扶養者  
調書兼  
異動届

保険証

解除となる方の異動届及び保険証を添付

注:リスト「副」は送付せず事業主様にて保管

返信用封筒にて協会けんぽへ送付(11月20日提出期限)

協会けんぽ(内容確認) リスト等の内容確認後、異動届を日本年金機構事務センターへ回送

日本年金機構事務センター(審査・処理) 異動届の解除処理後、決定通知書を事業主様へ送付

## 事業主様(保管)

送付された異動届決定通知書を事業主様にて保管

※ 協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認時以外の「健康保険被扶養者(異動)届」は日本年金機構事務センターへ直接ご提出ください。